

4. 海外旅行保険についての Q&A

Q1：クレジットカード付帯保険の補償内容について

A1：クレジットカード付帯の旅行保険は、補償額が低く、救援者費用を適用される人数が少ない等の制限があります。

旅行期間や旅行先、旅行目的にもよりますが、できるだけ補償額の大きい、保険会社の提供する旅行保険に加入して頂くよう、お願い致します。特に、学部生・院生が、留学や研究・現地調査等の目的で海外に渡航する際には、原則として、クレジットカード付帯の旅行保険ではなく、AIU、東京海上日動等の大手保険会社の提供する海外旅行保険（治療救援保障額が3千万円以上、できれば無制限）に加入していただくようお願い致します。

Q2：現地受入大学指定の保険（学内保険）の補償内容について

A2：学内保険は、補償に様々な制限があります。

（現地の保険アシスタンスサービス）

日本の海外旅行保険では、保険補償の範囲内で被災者の緊急搬送・入院・帰国手続きなどを現地の対応スタッフが実施し、かつ被災者の状況、入院治療計画、搬送計画等の最新情報を日本語で日本国内の関係者に提供してくれます。このようなサービスは、現地受入大学指定の保険（学内保険）には付帯されていないのが一般的です。また、外部からの問い合わせについて本人またはご家族の同意なしでは拒否されることがあります。

⇒ 緊急時には、現地受入大学の担当コーディネーター等を通して、必要な被災者情報を収集し、派遣元大学（またはアイラック）まで提供していただく必要がございます。

（救援者補償）

現地受入大学指定の保険（学内保険）には、被保険者（学生）の親族が現地に向かう場合に利用可能な現地渡航や移動、滞在費用を補償する救援者補償がないのが一般的です。

（搬送費用）

現地受入大学指定の保険（学内保険）の搬送補償（Medical Evacuation）は、米国内の搬送が前提となっていることが多く、米国から日本までの搬送費用をカバーする補償ではありません。

Q3：歯の治療費について、海外旅行保険での補償はどうなっていますか。

A3：海外旅行保険の種類によって異なります。

歯の治療が補償の対象外の設定の場合、全額自己負担での治療となります。帰国後、健康保険に請求すれば少額ですが返金されます。

Q4：海外旅行保険に加入せず、生命共済（全国大学生生活協同組合連合会 学生総合共済生命共済 GF 型）への加入で渡航したところ、ケガをしてしまった。どうしたらよいか。

A4：現地では、ご本人の立替えが必要となります。受診時は、必ず診断書や領収書類の置き置きをしてください。